

(要領様式第1号)

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

21松地環第1-12号  
平成21年12月21日

長野県松本地方事務所長

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

(産業廃棄物処分業の変更許可及び産業廃棄物処理施設の変更許可)

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの(○を付す)
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)								
条例第33、37、39、42、46、48条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	松本市高宮東3番35号 株式会社みすず建設 代表取締役 山崎公郁							
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市豊科田沢7881-101、102							
	③廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破碎)							
	④処理を行う廃棄物の種類	木くず、繊維くず(以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃プラスチック類(以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)							
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	破碎施設(移動式・固定式兼用) 486.4t/日(60.8t/h:8時間稼動)							
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>①処理施設の種類 移動式・固定式兼用破碎施設</td><td>①処理施設の種類 移動式破碎施設</td></tr><tr><td>②設置場所 安曇野市豊科田沢 7881-101、102</td><td>②主たる駐機場所 塩尻市大字金井635番1 塩尻市大字金井字楡沢 613番1</td></tr><tr><td>③破碎する産業廃棄物の種類 木くず、繊維くず及び廃プラスチック類</td><td>③破碎する産業廃棄物の種類 木くず及び廃プラスチック類</td></tr></tbody></table>	新	旧	①処理施設の種類 移動式・固定式兼用破碎施設	①処理施設の種類 移動式破碎施設	②設置場所 安曇野市豊科田沢 7881-101、102	②主たる駐機場所 塩尻市大字金井635番1 塩尻市大字金井字楡沢 613番1	③破碎する産業廃棄物の種類 木くず、繊維くず及び廃プラスチック類
新	旧								
①処理施設の種類 移動式・固定式兼用破碎施設	①処理施設の種類 移動式破碎施設								
②設置場所 安曇野市豊科田沢 7881-101、102	②主たる駐機場所 塩尻市大字金井635番1 塩尻市大字金井字楡沢 613番1								
③破碎する産業廃棄物の種類 木くず、繊維くず及び廃プラスチック類	③破碎する産業廃棄物の種類 木くず及び廃プラスチック類								
条例	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 安曇野市豊科田沢大口沢区の区域 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2(5)							

33、 37 条	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 安曇野市長、安曇野市豊科田沢大口沢区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者及び同区の区域内で農業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成 22 年 2 月 15 日 (月) 19:00～ (場所) 大口沢公民館
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(縦覧場所) 松本地方事務所 環境課 (期間) 平成 21 年 12 月 22 日 (火)～平成 22 年 1 月 20 日 (水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (時間) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 34 条	○第 32 条第 2 項の関係市町村長 ○第 33 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12 号	提出期限 平成 22 年 1 月 20 日 (水) 提出先 〒390-0852 松本市大字島立 1020 松本地方事務所 環境課
	第 37 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	提出期限 提出先
	第 41 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17 号	提出期限 平成 年 月 日 ( ) 提出先 (意見書の写しを地方事務所にも提出できます)
	第 43 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15 号	提出期限 平成 年 月 日 ( ) 提出先

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないものであること。